

トヨタ自動車株式会社「トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和元年5月24日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書」について、トヨタ自動車株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、愛知県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 愛知県田原市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 25,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年7月22日
環境大臣意見受理	平成28年10月7日
経済産業大臣意見発出	平成28年10月18日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年12月5日
意見の概要等受理	平成29年1月31日
愛知県知事意見受理	平成29年3月29日
経済産業大臣勧告発出	平成29年5月1日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成30年9月10日
意見の概要等受理	平成30年11月15日
愛知県知事意見受理	平成31年3月8日
環境大臣意見受理	平成31年3月22日
経済産業大臣勧告発出	令和元年5月24日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、常泉  
電話: 03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

- (1) 2. (1)、(2)イに基づき、事後調査等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程及び対応方針等を公開し、透明性を確保すること。
- (3) 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視等の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

## 2. 各論

### (1) 風車の影による影響

風力発電設備の設置予定場所の近隣には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、影響が懸念される住居への事前説明を十分に実施した上で、本事業者が実施している影響が懸念される気象条件、季節及び時間帯における一部の風力発電設備の稼働制限等の環境保全措置を講ずることにより、風車の影による生活環境への影響を極力低減すること。また、適切に環境監視を実施し、その結果、影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

### (2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒの生息が確認されており、対象事業実施区域内においてねぐら入りや採餌行動が確認され、飛翔が高い頻度で確認されている。また、同区域の周辺に存在する汐川干潟はシギ・チドリ類の重要な渡来地となっており、同区域周辺においてシギ・チドリ類を始めとする水鳥の飛翔が多数確認されていることから、これら鳥類への重大な影響が懸念される。

このため、本事業によるチュウヒを含む鳥類に対する重大な影響を回避・低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア. チュウヒのバードストライクの発生を低減するため、本事業者が実施しているブレード塗装等鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に確実に講ずること。

- イ. バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、鳥類の衝突・接近等の重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働制限等を含む追加的な環境保全措置を講ずること。
- ウ. 稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置、損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、傷病個体の救命及び関係機関による原因分析への協力を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること